

相続税申告報酬

【基本報酬】+【加算報酬】+【その他報酬】の合計額となります。

※ 相続対策コンサルティング契約をされている方は、【基本報酬】について下記の80%の金額となります。

【基本報酬】(税抜)

| 遺産総額 | 報酬額 |
|-----------------|-----------|
| 0.5億円未満 | 250,000円 |
| 0.5億円以上 0.6億円未満 | 300,000円 |
| 0.6億円以上 0.8億円未満 | 400,000円 |
| 0.8億円以上 1億円未満 | 600,000円 |
| 1億円以上 2億円未満 | 800,000円 |
| 2億円以上 | 遺産総額×0.5% |

※遺産総額とは、相続財産の総額であり、以下の控除を行う前の金額とします。

- ・借入金、葬式費用等の債務控除
- ・生命保険金等、退職手当金等の非課税
- ・小規模宅地等の減額

相続税申告報酬

【加算報酬】

| | |
|----------------------|----------------------|
| 土地(1利用区分増加につき) | 50,000円 |
| // 倍率地域の場合 | 20,000円 |
| 非上場株式(1社につき) | 50,000円～ |
| 相続人が2名以上の場合 | 基本報酬×10%×(法定相続人の数-1) |
| 関係者の口座が 10口座以上の場合 | 5口座増加ごとに 30,000円 |

【その他報酬】

| | 延納申請額 | 報酬額 |
|------|-------------|------------|
| 延納申請 | 1億円未満 | 150,000円 |
| | 1億円以上 5億円未満 | 200,000円 |
| | 5億円以上 | 延納申請額×0.5% |
| | 物納申請件数 | 報酬額 |
| 物納申請 | 1件 | 400,000円 |
| | 申請1件増加ごとに | 100,000円 |

【注意事項】

基本報酬に含まれるものは以下の業務となります。

- ・財産評価、遺産分割協議書作成への助言、相続税申告
- ・二次相続(次の相続)の試算⇔遺産分割に必要な場合

【別途報酬が必要な業務】

- ・所得税の準確定申告
- ・評価に必要な資料の取得代行実費、登録免許税等、司法書士報酬、不動産鑑定士に依頼する場合の不動産鑑定報酬など